

# 平成26年度 第6回香取市農業委員会総会議事録

平成26年9月22日

平成26年9月22日（月）香取市農業委員会会長 大須賀常政は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について  
日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について  
日程第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について  
日程第5 報告第1号 農地法第4条の規定による許可申請の取下げについて  
日程第6 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
日程第7 報告第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について  
日程第8 報告第4号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外に関する届出について  
日程第9 報告第5号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は43名で、その氏名は下記のとおり

- |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 伊藤太雄  | 2番  | 坂本弘   |
| 3番  | 内山勝己  | 4番  | 今泉憲一  |
| 5番  | 伊能隆男  | 6番  | 菅谷樹雄  |
| 7番  | 石橋新一郎 | 8番  | 玉造和男  |
| 9番  | 宮増伸彦  | 10番 | 加瀬由美子 |
| 11番 | 林藤江   | 12番 | 宮崎正子  |
| 13番 | 高城博   | 14番 | 塙武久   |
| 15番 | 篠塚正悟  | 16番 | 浅野文男  |
| 17番 | 向後和夫  | 18番 | 高木甚一  |
| 19番 | 野平謙一  | 20番 | 佐藤義男  |
| 21番 | 林弘    | 22番 | 宮田毅   |
| 23番 | 栗田元一  | 24番 | 伊藤はつ子 |
| 25番 | 大坂雅道  | 26番 | 星越清徳  |
| 27番 | 飯森茂   | 28番 | 高木彌   |

29番	大堀	潔	30番	高木	重樹
31番	高木	哲吉	32番	栗林	利男
33番	菅谷	晁	34番	伊藤	寛
35番	椿	康弘	36番	本宮	敏雄
37番	宮負	厚美	38番	菱木	重雄
39番	小倉	新一	40番	多田	晃一
41番	大須賀	常政	42番	三橋	和男
43番	小林	一男			

1. 欠席委員 なし

1. 事務局職員出席者

事務局長	八本	栄男	管理班長	椎名	正志
農地班長	高橋	重正	主査	伊能	弘
主査	伊藤	健	主任主事	小川	敦弘

開会 午後 2時56分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、43名、全員でございます。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成26年度第6回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

---

◎議事録署名委員の選任

議 長 次に、議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、5番 伊能隆男委員、38番 菱木重雄委員を指名いたします。

---

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第9 報告第5号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

---

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農

地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成26年9月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明いたします。

整理番号1番、譲受人は新規就農のため使用貸借権の設定をするものであります。

整理番号2番、譲受人は農業経営規模拡大を図るため所有権移転するものであります。

整理番号3番、譲受人は農業経営規模拡大を図るため所有権移転するものであります。

整理番号4番、5番は関連案件であります。

現在、兄弟でそれぞれ共有持分であるので、耕作者と同一名義にするためお互いの持分を所有権移転、交換するものであります。

以上でございます。よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第4班班長 林 弘委員。

21番林委員 議案第1号 去る、9月16日、火曜日です。午後1時30分より市役所302会議室において、第4班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は5件であります。

案件については、それぞれ写真及び書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見をお願いします。

整理番号1番について、議席番号2番 坂本委員。

2番坂本委員 この申請は、譲受人が新規就農のため申請地を使用貸借するもので、譲受人は現在下総の方の蓮農家で従業員として就労していますが、今回独立するために祖父の土地を使用貸借するもので、今月成田市の方で3条の使用貸借権の申請をしております。農地面積は、それと合わせて7,866㎡となり取得要件を満たしており、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断しました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、2番について、28番 高木委員。

28番高木委員 この申請は、譲受人が自宅に近い申請地を譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、3番について、30番 高木委員。

30番高木委員 この申請は、譲受人が自作地に近い申請地を譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、4番、5番の2件について、33番 菅谷委員。

33番 それでは、整理番号4番及び5番について、関連がありますので一括して、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、耕作の利便性向上を目的に、お互いが2分の1ずつ所有する共有農地の持分を交換して個人所有にするものであり、今後もすべての農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

---

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求めます。平成26年9月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。議案の概要説明をいたします。

整理番号1番、賃貸住宅及び駐車場用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第3種農地と判断されます。

よろしく、ご審議のほどをお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第4班班長 林 弘委員。

21番林委員 議案第2号の提出された案件は、1件であります。

審査結果について、報告いたします。

この案件は、立地条件も良く実効性等問題はないとの意見でありました。

また、転用許可要件を満たしているものと考えられ、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、42番 三橋委員。

42番三橋委員 場所は、〇〇〇〇の所で〇〇から〇〇方面に向かって左側です。ちょうど〇〇〇の裏側になります。

申請者は生活環境がよく、需要が見込めるため、申請地に賃貸住宅を建築するとのことです。また、隣接地において現在賃貸住宅を経営していますが現在の賃貸住宅は1棟につき1台分の駐車場しかないため、駐車場も敷設する計画です。

用水は水道、汚水雑排水は下水、雨水は宅地内処理をするとのことです。

周辺農地は所有者への説明もしてあり問題なく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第4条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題はないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

---

### ◎日程第3 議案第3号

議長 日程第3 議案第3号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成26年9月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

整理番号1番、転用を伴う賃借権設定で、駐車場用地とのことであります。

申請地は、第1種農地であります但し例外規定、施行規則第33条第1項の第4号に、「住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するものと判断されます。

整理番号2番、転用を伴う賃借権設定で、太陽光発電設備用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第3種農地と判断されます。

整理番号3番、転用を伴う所有権移転で、太陽光発電設備用地とのことであります。

申請地は、第1種農地であります但し許可例外規定、施行規則第36条第1項の「隣接する土地と同一の事業の目的で供するための農地」に該当するものと考えられます。

以上のことから1番から3番までの申請については、農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしているものと考えられます。

よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第4班班長 林 弘委員。

21番林委員 議案第3号 事前審査会の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第5条の案件は3件であります。

このうち、整理番号2番、3番について、現地調査を行いました。

審査結果について報告いたします。

整理番号2番、3番については、立地条件も良く実効性等問題はないとの意見でありました。

また、他の案件についても、転用許可要件を満たしているものと考えられ、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、9番 宮増委員。

9番宮増委員 当地は、〇〇から〇〇に向かって〇〇〇〇、〇〇を〇〇しまして、そこから〇〇メートル位、そこに当該会社がございます。その会社の道路を挟んだ反対の土地ということで、道路づきは良いということですね。

譲受人は土木業を営んでおります。現在の敷地が狭いということで申請地を駐車場用地としたいということでございます。

用水・汚水・雑排水はなく、雨水は浸透枿を設置し敷地内浸透ということです。隣接農地所有者への説明も既にしてありまして問題はございません。資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 次に、2番について、27番 飯森委員。

27番飯森委員 申請地は、〇〇〇〇の北側、道路を挟んで約〇〇メートル程中へ入った場所でございます。

譲受人は運送業を営んでおり、事業拡大のため太陽光発電事業を行い収入の増大を図ることです。

汚水・雑排水はなく、雨水は敷地内処理するとのこと。

隣接農地所有者への説明もしてあり、資金計画・造成計画についても適切であると思われ

ることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、3番について、36番 本宮委員。

36番本宮委員 申請地は、〇〇〇〇の〇〇〇〇の〇〇〇〇から北北東方面に直線で〇〇メートル位の場所であります。

譲受人は、不動産業等を営んでおり、売電保証が受けられ安定した事業収入が見込まれるため、太陽光発電設備用地とするとのこととあります。

申請地は1種農地ですが、隣接地と一体開発を行うため問題はありません。

汚水・雑排水はなく雨水は敷地内処理するとのこととです。隣接農地所有者は譲受人のため問題なく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます

ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

---

#### ◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。

平成26年9月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

平成 26 年度第 6 次農用地利用集積計画の設定であります。

賃借権の再設定 1 件、3,698 m<sup>2</sup>で、これは全部田であります。

この第 6 次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。

よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 4 号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 4 号は、原案のとおり決定いたします。

---

#### ◎日程第 5 報告第 1 号から報告第 5 号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明をお願いします。

事務局農地班長 報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の取下げについて。下記のとおり農地法第 4 条の規定による許可申請書について、取下げがあったので報告する。

平成 26 年 9 月 22 日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は、1 件であります。

報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について。下記のとおり農地法第 18 条第 6 項および農地法施行規則第 68 条の規定による解約等の通知があったので報告する。平成 26 年 9 月 22 日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は、1 件であります。

報告第 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第 18 条第 6 項および農地法施行規則第 68 条の規定による農用地利用集積

計画（中途解約）の通知があったので報告する。平成 26 年 9 月 22 日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は、3 件であります。

報告第 4 号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外に関する届出について。下記のとおり農地法施行規則第 53 条の規定に該当したので報告する。平成 26 年 9 月 22 日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、1 件であります。

報告第 5 号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出があったので報告する。

平成 26 年 9 月 22 日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、1 件であります。

以上でございます。

---

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3 時 19 分